

## ○長門市遊休資産購入費補助金交付要綱

(平成25年10月30日告示第128号)

(趣旨)

第1条 この告示は、定住の促進を図るため、住宅を建設することを目的に遊休資産を購入した定住者に対し交付する補助金について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休資産 長門市が保有する普通財産のうち、既に一般競争入札を実施したものの落札に至らなかった土地で市長が別に指定したものをいう。
- (2) 名義人 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により登記記録の権利部に、所有権について権利者として記録されている者をいう。

(交付の対象者)

第3条 遊休資産購入費補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 遊休資産を購入し、名義人となった者
- (2) 遊休資産の購入により名義人となった日において長門市外に住所を有する者又は長門市に転入した日から1年以内の者。ただし、以前に本市に住所を定めていた者であって、現在、他市区町村に住所を定め、その継続した転出期間が5年を超えていない者を除く。
- (3) 市町村税の滞納者でないこと。
- (4) 当該遊休地に住宅を建設し、長門市に定住する意思があること。

(補助金の交付額)

第4条 遊休資産購入費補助金の交付対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付申請は、遊休資産購入費補助金交付申請書（別記様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の売買契約書の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 市町村税の滞納がない証明書
- (5) 誓約書（別記様式第2号）

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け取った場合は、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第7条第2項に規定する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付後3年以内に当該遊休資産に住宅を建設すること。この場合において、建設する住宅は、玄関、浴室、トイレ及び居室を備えたものであること。
- (2) 補助金交付後3年以上、当該所在地に住所を定めること。
- (3) 補助金交付後3年間は、当該土地及び建物を譲渡し、並びに賃貸することができないこと。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、第5条に規定する遊休資産購入費補助金交付申請書の審査をもって替えるものとする。

2 前項に規定する審査においては、第3条に規定する要件を全て満たすことを書類で確認するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、遊休資産購入費補助金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、規則第17条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別な事由があると認めるときには、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、遊休資産購入費補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月30日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助額
住宅用地として遊休資産を購入した代金	1 基本補助金 (1)申請時に満13歳未満の子どもが同居している世帯 10分の5以内 (2)前号以外の世帯 10分の3以内
	2 加算補助金 当該遊休資産が高齢化率40パーセント以上の行政区にあって、補助金交付の対象者の世帯が前項第1号に該当する場合は、基本補助金の補助率に10分の1を加算する。
	3 補助金は、1,000,000円を上限とする。

備考 1 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

2 加算補助金の対象となる高齢化率40パーセント以上の行政区は、事業年度の前年度10月1日現在の住民基本台帳を基に算定することとする。

別記様式第1号(第5条関係)

遊休資産購入費補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 5 条関係)

誓約書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 9 条関係)

遊休資産購入費補助金請求書

[別紙参照]